

# 指定給水装置工事事業者 指定更新申請要領

【小浜市】

小浜市産業部上下水道課  
上水普及経営グループ  
TEL:0770-64-6029  
FAX:0770-52-1401

## 留意事項

\* 更新申請の際は、下記【担当窓口】へ必要書類の提出が必要です。指定有効期限のおよそ6か月前に更新手続きのご案内を郵送しますので、指定する期日までに郵送または窓口で手続きを行ってください。

\* 指定の更新の基準は、新規指定時と同様です。

\* 指定有効期限内に更新の申請がない場合（やむを得ない事情があった場合も含む）は指定の失効となります。指定給水装置工事事業者として市内の給水区域内で業務を行う場合は、再度、新規申請を行い、指定を受けなければなりません。この場合、失効後すぐに申請手続きが可能ですが、新規に指定登録されるまで業務を行うことはできません。

\* 申請書類については、各様式の記入例に従って作成してください。なお、全ての様式について、代表者印等の押印は不要です。

\* 申請書類に記載された内容については、定款および登記簿の謄本などにより確認します。申請に虚偽の事実が判明したときは、指定取消しの要件となりますのでご注意ください。

\* 届出事項（事業所の名称、所在地、代表者から監査役までの役員、選任されている給水装置工事主任技術者の氏名または免状の交付番号）の変更や主任技術者の選任・退任が生じている場合は、別途「指定給水装置工事事業者 指定申請要領」に従って、届出事項の変更や主任技術者の選任・解任届出後に更新申請を行ってください。

\* 更新書類の審査後に、更新手数料（10,000円）の納付書を郵送します。下記担当窓口または市指定金融機関窓口で納付してください。納付確認後、「水道事業指定給水装置工事事業者証」を交付します。

【担当窓口】所在地：小浜市大手町6番3号  
名称：小浜市産業部上下水道課 上水普及経営グループ  
TEL：0770-64-6029 FAX：0770-52-1401  
E-mail：[jyogesuidou@city.obama.fukui.jp](mailto:jyogesuidou@city.obama.fukui.jp)

## 更新申請

### ➤ 更新申請書類

- 1 指定給水装置工事事業者指定申請書【様式第1(表・裏)】
- 2 機械器具調書【別表】…機械器具の写真を添付してください。
- 3 誓約書【様式第2】

### ➤ 添付書類

- 1 定款の写し(法人のみ)
- 2 登記簿の謄本または現在事項全部証明書(法人のみ。発行日から3か月以内の原本)
- 3 住民票(写し可、個人のみ。発行日から3か月以内)

- 4 代表者の身分(身元)証明書(原本)
- 5 給水装置工事主任技術者の免状または主任技術者証の写し
- 6 指定給水装置工事事業者証(※更新手続き中、手元に置いておく必要がある場合はご相談ください。)
- 7 指定更新時確認事項記入様式 No.1～No.3
- 8 過去5年以内に、外部機関による研修(e-ラーニング、現地研修研修会)の受講実績がある場合、受講の事実を証明する修了証や終了年月日が明示された給水装置工事主任技術者証の写し
- 9 適切に作業を行うことができる技能を有する者が保有している資格者証等の写し

- ・例1／職業能力開発促進法第44条に規定される配管技能検定合格証書

- ・例2／職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書

- ・例3／給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証等の写し  
給水装置工事配管技能検定合格者証(H28年度以前発行分)  
給水装置工事配管技能者証(H29年度以降発行分)  
給水装置工事配管技能者講習会修了証書(H23年度末まで)  
給水装置工事配管技能者講習会修了者証(H23年度末まで)  
給水装置工事配管技能検定合格証書(H28年度末まで)  
給水装置工事配管技能者認定証(H28年度末まで)

▶ 更新手数料の納付および指定給水装置工事事業者証の交付

小浜市指定給水装置工事事業者として指定の更新をする際は、更新手数料10,000円(非課税)の納付が必要です。更新申請書類の審査後に更新手数料の納付書を郵送しますので、市上下水道課窓口または市指定金融機関窓口での納付をお願いします。

更新手数料の納付確認後に、指定給水装置工事事業者証を交付します。